

議案第48号

市道路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定により、次の路線を廃止するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

宇治市長 山 本 正

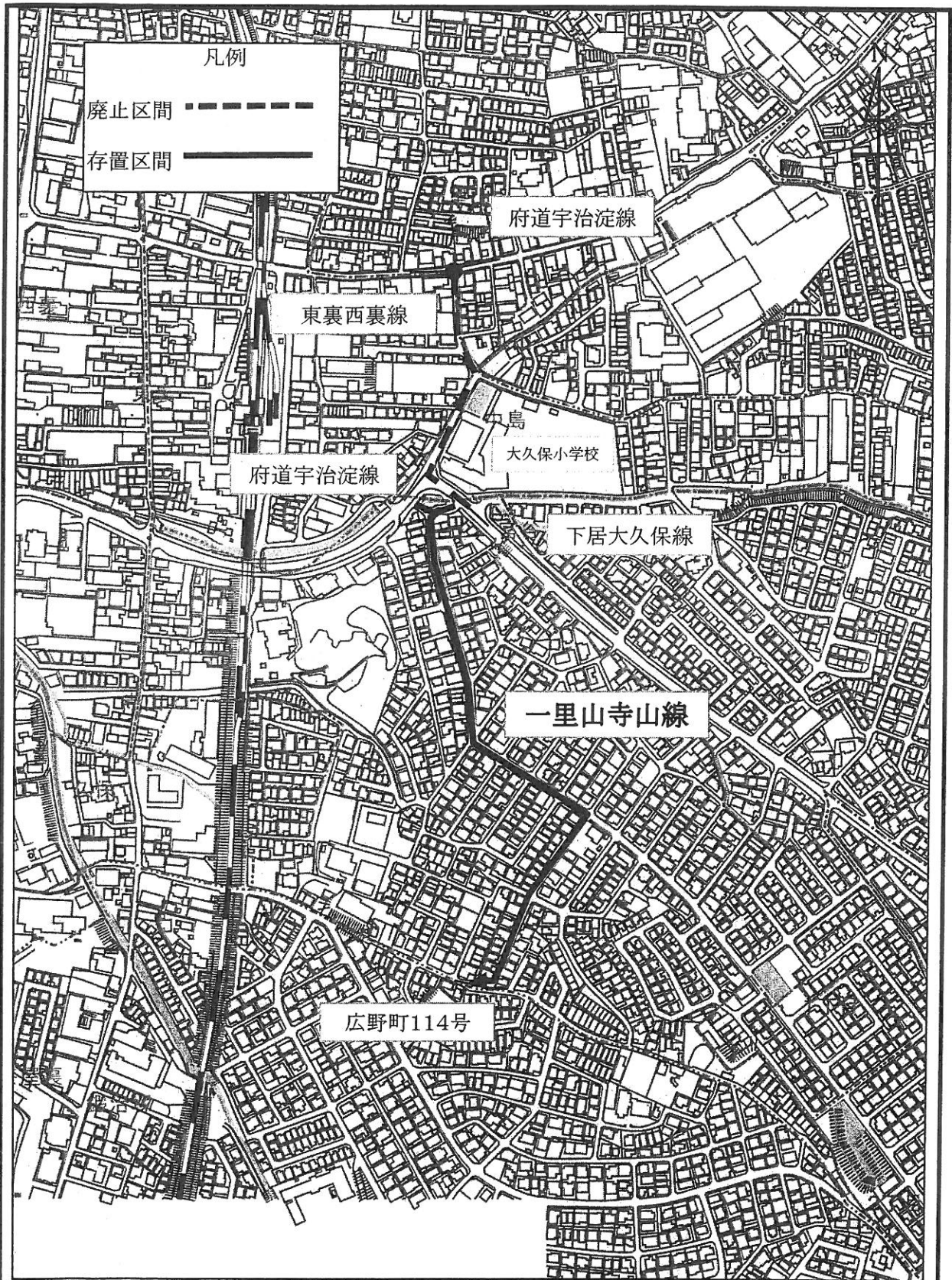
記

路線名	区間	摘要
一里山寺山線	広野町一里山71番地の21 広野町中島3番地の1	一部廃止
新田城陽線	広野町東裏81番地 大久保町久保1番地の1	全部廃止

(提案理由)

一里山寺山線及び新田城陽線は、道路管理者の変更等に伴い、廃止しようとするものであります。

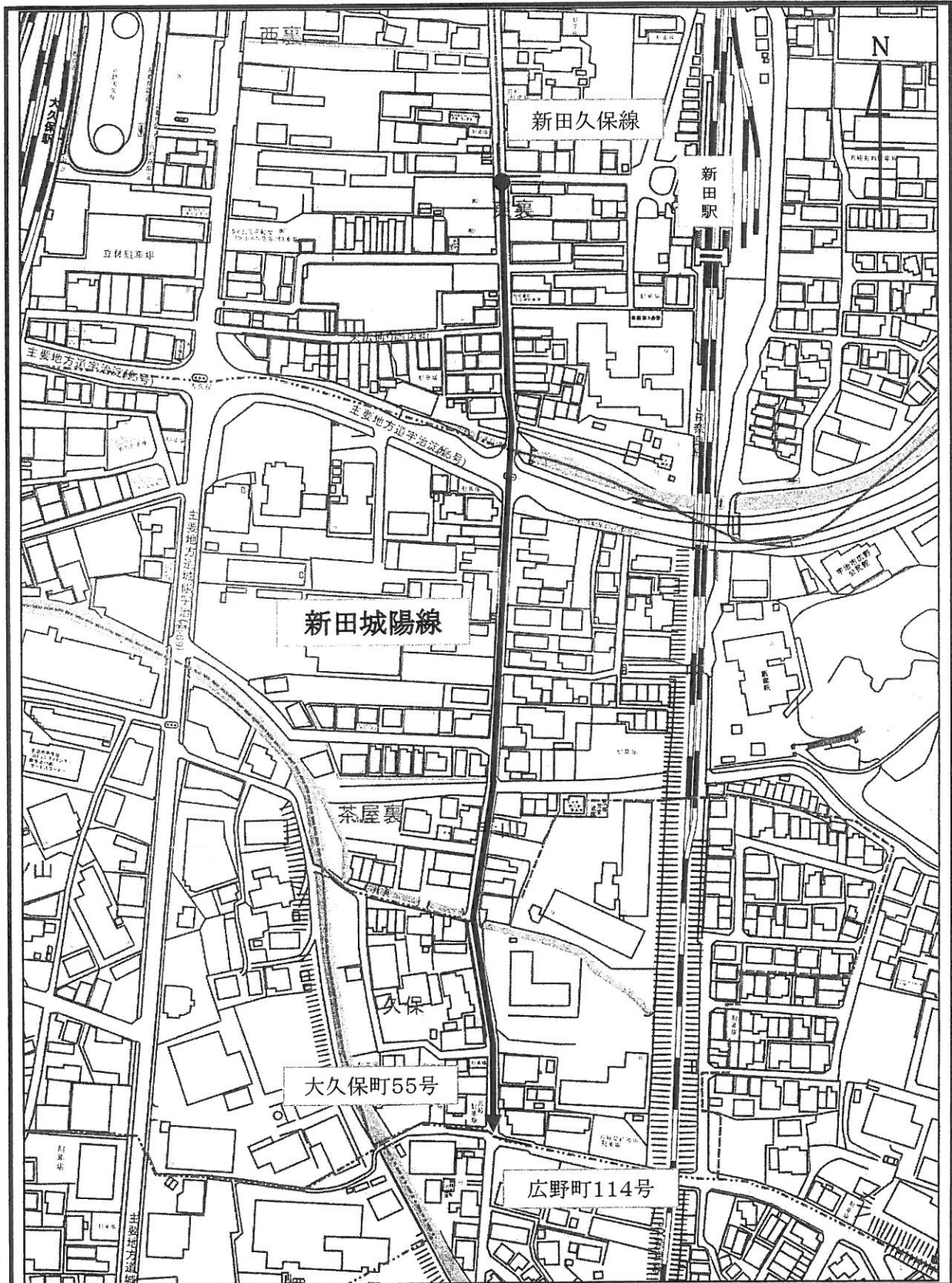
位置図(一部廃止)



市道	一里山寺山線	延長	265.9 m	備考 府道と市道の交換
起点	広野町一里山71番地の21	最小幅員	8.7 m	
終点	広野町中島3番地の1	最大幅員	19.2 m	

縮尺:1:5000

位置図(全部廃止)



市道	新田城陽線	延長	471.6 m	備考 府道と市道の交換に伴う市道整理
起点	広野町東裏81番地	最小幅員	4.6 m	
終点	大久保町久保1番地の1	最大幅員	11.7 m	

縮尺:1:2500